

## 平成29年度工事監査の結果（12月～4月実施）

### 1 監査の種類

#### (1) 監査の名称

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施する工事に関する監査（以下「工事監査」という。）

#### (2) 工事監査の概説

工事監査は、監査委員が必要に応じ、地方公共団体の長等によって行われた工事が適法かつ合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかについて、財務、技術の両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査です。

### 2 監査の目的

本市における公共施設整備工事において、技術士資格を有する専門家の判断を参考として、工事の計画、設計、積算、契約、施工等の妥当性、経済性及び安全性について監査することにより、本市における建設事業の進展に寄与しようとするものです。

### 3 監査の対象

#### (1) 対象事業

市役所本庁舎耐震補強等改修工事（平成27年度継続費設定）

#### (2) 対象部課等

財務部資産経営課

建設部建築住宅課

財務部契約課

#### (3) 監査対象事項

技術面及び事務執行面

### 4 監査の実施方法

#### (1) 実施期間

平成29年12月1日から平成30年4月27日まで

#### (2) 実施場所

監査事務局、本庁舎4階控室

対象工事現場

(3) 実施方法

ア 実施手順

市役所本庁舎耐震補強等改修工事（平成27年度継続費設定）に関する監査について、その着眼点を計画、設計、積算、契約及び施工の5項目としました。

事務執行面については、主に当職が事前調査を行い、技術面については、協同組合 総合技術士連合に委託し、同組合から技術士資格を有する林孝雄氏（以下「技術士」という。）が派遣され、当職の立会いのもと、平成29年1月24日に事前調査を実施しました。その後、技術士から提出された秦野市工事監査技術調査業務報告書（以下「報告書」という。）を参考として、総合的な監査を行いました。

イ 監査の着眼点

- ① 工事の計画は妥当か等
- ② 事業目的に適合した設計となっているか等
- ③ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか等
- ④ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか等
- ⑤ 工事施工計画は適切か等

5 工事の概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事場所 | 市役所本庁舎  |
| (2) 工事内容 | 鉄骨ブレース補強 55か所（地階～搭屋まで）<br>鉄筋コンクリート壁の補強 2か所（1階、搭屋）<br>開口閉塞（小窓を壁で塞ぐ工事） 1か所（搭屋）<br>展望室の解体<br>耐震補強工事に伴う電気設備工事<br>耐震補強工事に伴う機械設備工事<br>その他工事<br>執務環境の改善を図るための執務室等の改修工事 |

(3) 契約内容

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| ア 契約件名 | 市役所本庁舎耐震補強等改修工事（平成27年度継続費設定） |
| イ 契約日  | 平成28年10月5日                   |
| ウ 契約工期 | 平成28年10月5日から平成30年7月31日       |

エ 契約金額 723,600,000円

オ 請負業者 関野建設・稲元興業共同企業体

## 6 監査の結果

技術士から提出された報告書により、次のとおり報告を受けた。

### (1) 総括所見

サンプリングにより工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行いました。

質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なもので適正でありました。技術調査の結果、工事全般に関する是正や瑕疵は見当たらなかったのが良いと認めました。

以上の総括所見のほか個別調査事項についても適正であるとの評価を得たことから、工事監査の着眼点とした計画、設計、積算、契約及び施工は、総じて良好であると判断します。また、当職らが行った事務執行面の事前調査についても、適正であると認められたことから、本件工事は、良好な執行状況であると判断します。

## 7 むすび

今回の技術調査における技術士の講評等を参考に、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、より一層、経済性や効率性を追求し、市民生活の利便向上に貢献されたい。